

有機農産物への消費者意識（その2）

— 有機表示・認証制度の現状と問題点を中心に —

北崎 浩嗣

[目次]

1 はじめに	(1) (その1) をうけての問題意識
	(2) 有機認証をとりあげる含意
2 JAS制度と有機農産物等の表示	(1) JAS制度の誕生と歩み
	(2) 改正JAS法と有機農産物の表示
	(3) 改正JAS法(平成11年)の問題点と今後の展望
3 有機認証の変容に伴う自治体制度の変遷	(1) 都道府県独自の有機・特栽認証制度の変遷
	(2) 市町村独自の有機・特栽認証制度の変遷
	(3) 認定登録機関と自治体独自の有機・特栽認証制度
4 小括と今後の課題	

1 はじめに

(1) (その1) をうけての問題意識

前回は、鹿児島市民向けアンケート調査（注1）により、鹿児島市民の有機農産物・有機食品への関心度、購入状況、購入にあたっての要望、さらには表示・認証方法のあり方等を調査し、その結果を分析してみた。まず、前回の調査結果は以下のように特徴づけられる。

①鹿児島市民の有機農産物等への関心度は、中高年層に究めて高くみられたこと。20代の関心度合は5割をきったものの、40代80%，50代87%，60代以上は89%に達した。ただ、20代、30

代の比較的若い層でも子供をもつと関心度が急速に高まることが再認識された。

②食への安全性を求める消費者は多くなってきたものの、それでもやはり大半は価格にこだわる消費者が多いこと。望まれる有機農産物等の一般農産物との価格差は92%の市民が2割高までという消費者側のわがままな言い分がでてきたこと。

③有機農産物等普及のための条件整備としては、「値段の安さ」に最も要望が多かったもの、「近くに店舗があれば」「表示を正確に」という項目にもかなりの要望があったこと。

④92年の「有機農産物及び特別栽培農産物に係わる表示ガイドライン」の概要を知っている人は、15%強にすぎなかったこと、それなのに有機農産物等の表示方法には、回答者の9割が不満を感じていること。ただ、「全く不十分である」という回答項目には1割にすぎず、78%は「あまり十分とはいえない」という項目であった。これは消費者が表示の内容を十分理解できる情報を得ていないことと、理解している人であってもその表示に信頼をおいていないことによると考えられる。

さらに、アンケート調査にご協力いただいた753人の3割弱にあたる212名の方からアンケート調査の自由記入欄（食の安全性や有機農産物

等についてのご感想とご意見があればお聞かせ下さい）にご意見がよせられた。そこでは現状の有機農産物等表示への不信と表示・認証制度の必要性を記述されたものが全記入者の半数近くにもおよび最も多かった。なお、次には食への安全性や環境問題に取り組むことの大切さやその運動を広げることの重要さを訴えたご意見が続き、さらには食の安全や広い意味での環境教育の必要性、国・自治体の政策的取り組みの必要性を訴えたご意見等もかなりいただいた。

こうした調査の分析結果から、消費者は、有機農産物等に対して以下のようないくつかの認識があると結論づけた。

- ①有機農産物等に対する認識や知識には、消費者の中できわめて高い段階差があること、だが食の安全性にはおしなべて高い関心が生じつことがあること。
- ②消費者が農産物を購入する場合、有機農産物等であるかどうかはその表示を信頼するのではなく、その農産物を販売している店（あるいは生産者）が信用できるかどうかで判断している風潮があること。

③そのため、「近くに店舗があれば」（前記した有機農産物等普及のための消費者の三大要望の一つ）という要望の真意は、単に近くで有機農産物等が販売されればということではなく、消費者自身が抱いている信用のおける販売店が近くにあればということであるということ。

④有機農産物等の表示・認証制度は、今日の複雑な商品流通の中ではやはり何らかの対策が必要なこと。この点に関してはアンケート調査でもわかるように鹿児島市民の消費者から多くの要望がでている。スーパー等で販売されている有機農産物等に対しては表示への信頼度が低いということは勿論のこと、有機農産物専門店

に対してもそれぞれの団体での基準に対する多様性が消費者に不透明感を与えていた。

⑤表示・認証制度の正否については、消費者の信頼度をどこまで築けるかにかかっていること。ただ、国が全国レベルの統一基準や検査機関を作ればよいというものではなく、その表示に消費者がどれだけ信頼がもてるかということと現実的にそれがどれだけ可能かということが重要である。というのは、一般消費者には有機農業の生産・技術に対して詳細な知識はないものの、全国一律の基準で九州から北海道まで生産される農産物に対してどこまで表示の信頼性が保証できるのか、果たして国の検査機関が十分機能するのか等の疑問も当然抱いているからである。

このように、有機農産物等の表示・認証のあり方は、今後の有機農業・有機農産物等の普及に大きく関わってくる。実際には、有機農産物等に意識の高い消費者は、現行の有機認証に頼ることなく、自らの目で信頼のおける生産者や生産団体から直接購入しているのが現状であり、そうでない一般的な消費者においても先に述べたように表示・認証よりも販売店のイメージで農産物の安全性を測っているのが現状である。

全国一律のベストな有機表示が考えにくい状況で、性急な全国レベルでの有機認証表示制度の発足は、問題の解決にはならないかもしれない。ただ、効率優先で流れていく現代の風潮への警告、次世代への責任という環境問題・環境政策の啓蒙、普及の一環としても、有機表示に信用をもたせることは、国や地域が取り組まなければならない課題であると考える。

（2）有機認証をとりあげる含意

平成12年の6月に改正JAS法が施行され、13年4月から有機農産物への表示は厳しくなり、

第三者機関である登録認定機関によって認定されたものだけに有機JAS表示が可能となる。改正JAS法の内容は後に詳細に述べるが、とりあえず国では、これまで農水省のガイドラインで区分されていた有機農産物と特別栽培農産物のうち、表示において有機農産物だけを有機とし、他の農産物とは差別化した。かやの外におかれた特別栽培農産物に対しては、地域の実情にあわせて慣行栽培の農産物と差別化する努力が各方面から行なわれている状況である。

本稿では、まずJAS法そのものの経緯をたどりながら、今回のJAS法改正で有機認証がどのようになったかを解説しようと試みている。次に、今回の国側からの有機認証の導入により、各自治体の有機認証がどのような変容を迫られるようになったかを解説することである。農水省生産局農産振興課環境保全型農業対策室の資料から、各都道府県で独自の認証制度を有する自治体を調べあげ、データの確認等を行いながら、その変遷と現状を探り、それによって、地域性や現在の認証制度の問題点を析出した。最後に、自治体の認証制度の在り方を規定する要因として、農水大臣が許可した登録認定機関の所在が一つにある。そのため活動地域を含めた登録認定機関の内容をも調査してみた。

（注1）鹿児島市民向け有機農産物等への意識調査の概要是、拙稿「有機農産物への消費者意識（その1）」『鹿児島大学経済学論集』第50号を参照。

2 JAS制度と有機農産物等の表示

（1）JAS制度の誕生と歩み

JAS制度がいかなる背景で誕生し、現在に至るまでどのような変容を遂げてきたかを解説するのがこの節の目的である。制度概観をするにあたって、ここでの記述は、食品規格表示研究会編集『JAS新時代－改正JAS法の解説－』地球社、農林水産省食品流通局品質課監修『改正JAS法 平成11年』国政情報センター、に大きく依存している。

JAS法誕生、改正の経緯は、資料1のように大きく上記の4期に分かれる。③④は有機農産物等の表示認証に直接関わる事項となるため、次節に譲る。

①農林物資規格法（昭和25年）

現在のJAS法の母体が、この農林物資規格法という法律である。この法律のルーツは、戦前の農林物資の検査制度と「指定農林物資検査法」であるといわれている。戦前の農林物資に対する検査制度（国営検査、県営検査、民間団体の行う検査）は、物資統制を目的として行われたものであり、物不足の著しかった戦後も引き続き行われていた。昭和23年に包括的な検査制度を定めた「指定農林物資検査法」が成立した。同法は物資統制という性格上、生産業者等に受検義務を課す、いわゆる強制検査制をとっていたことが最大の特徴であったが、統制が解除されれば廃止が予定されており、実際2年間しか機能しなかった。しかし、同法の導入によ

資料1 JAS制度の経緯

- ①農林物資規格法（昭和25年）
- ②昭和45年の改正～農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律と名称換え～
- ③平成5年の改正～特別な生産方法に着目した食品の表示適正化～
- ④平成11年の改正～有機認証と原産地表示～

資料2 農林物資規格法（制定時）の内容

- ①適正かつ合理的な農林物資の規格の制定、普及によってその品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することが目的
- ②農林大臣は、政令で定める農林物資について、農林物資規格調査会の議を経て、日本農林規格を制定
- ③日本農林規格により格付けを行う機関は、国（農林省の機関）及び都道府県
- ④格付を受けるかどうかは事業者の任意
- ⑤日本農林規格の定められた物資について、都道府県がこれと異なる規格を定めることを禁止

（出所）食品規格表示研究会編集『JAS 新時代－改正 JAS 法の解説－』p 4 より抜粋。

り、今までの県営検査にあった都道府県別に規定されていた規格が、全国統一の規格をとったことは大きい。

一方で、この時期には食品衛生法、工業標準化法のような他分野における規格の統一を目指す法整備の進展と共に、物資統制のための検査制度の代わって規格の統一のための新たな制度が必要になってきた。農林省がこのような状況から検討して生まれたのが「農林物資規格法」（昭和25年）である。

上記のように、事業者が JAS の格付を受けるかどうかも、都道府県が JAS の格付を受けるかどうかも任意であるが、JAS が定められた物資に対して、都道府県が別個に制定することは禁止されている。同法は、公的、中立的な機関による格付の信頼性によって、全国的な規格の統一を図ろうとするもので、格付を経て初めて規格証票が付される。

その後も、制度の整備が着々と進められた。まず第一に、昭和26年に「登録格付機関制度」が創設された。昭和25年の農林物資規格法では、GHQ の指摘もあり民間団体による格付が認められなかつたが、営利を目的としない法人であり一定の設備、要員等の要件をみたすものは、登録を受けて JAS 規格に基づく格付及び格付の表示の業務を行うことができるようになった。第二に、昭和30年代の加工食品の増大に対応し

て、多様化しつつあった加工食品の規格化を積極的に進めることとなった。第三に、第二と関わることだが、加工商品の格付を行ないやすくするよう、格付方法を定める告示と事務次官通達による認定工場制が定められた。この制度により、生産工程において品質管理が十分行なわれている場合の抜き取り調査の簡素化が規定された。それと共に格付業務のうち、単純作業で問題の生じるおそれの少ない一定の事項が工場に委ねられることとなった。第4に、統一マークの実現である。これまで JAS 規格は業者間の取引規格としての性格が強かったために、規格証票も品目毎に業者の利便を考えてばらばらに制定されていたが、加工食品の JAS は、一般消費者を対象としたもので、その普及を図るために規格証票のデザインを一定の分かりやすいマークに統一した。日本農林規格の頭文字である JAS をとって、現在のマークが統一マークとして定められ、昭和36年1月以降に新設又は改正された規格から規格証票をこのマークに合わせることになった。また、昭和37年9月に、社団法人 日本農林規格協会が設立、同協会の事業として JAS マークの普及が図られた。

②昭和45年の改正～農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律と名称換え～

1962年（昭和37年）頃から、欧米諸国では消費者保護政策が体系的に取り上げられるように

なり、また国連においてもFAOとWHOの共同による国際食品規格計画事業（コーデックス）が開始された。昭和40年代に入ると、消費者保護の強化は、ますます社会的に大きな要請となり、昭和43年の「消費者保護基本法」へつながる。

消費者保護基本法の中では、規格、表示の適正化が大切な消費者保護施策の一つとして位置付けられ、衆参両院の附帯決議においても、「農林物資規格法については、輸入物資を含めて対象品目を拡大するとともに、日本農林規格の品質基準の拡大ないし等級基準の設定、表示制度の充実、表示方法の明確化をはかること」が盛り込まれた。

これを受け、現制度で運用できない表示制度の充実と輸入物資を対象にすること等を含む農林物資規格法の改正が検討され、昭和45年の大改正へつながる。

改正において重要な点は、品質表示基準制度を新設したことと、輸入品が制度の対象に加えられたことである。前者について言えば、必要な表示を事業者に行なわせたのは、当時の社会的な強い要請だが、政令で定める一定の農林物資について、JAS規格による格付を受けている

か否かにかかわらず、品質に関し適切な表示を義務付ける品質表示基準制度が設けられた事実は大きい。品質表示基準はJAS規格制度と並ぶJAS制度の2本柱となった。法制定以来の画期的大改正といわれるのはそのためである。

その後、非関税障壁の撤廃を目指した協定の一つ（ガット・スタンダード協定）が昭和55年1月から発動したために、昭和58年に制度が加えられた。それは、内外無差別の原則を徹底するため、外国承認・認定工場制度が設けられたものであり、世界に門戸を広げた基準・認証制度として整備が進められていった。

② 改正JAS法と有機農産物の表示

この節では、有機農産物等の表示と関係する平成5年のJAS法改正と平成11年の改正を中心に概観する。

③ 平成5年のJAS法改正～特別な生産方法に着目した食品の表示適正化～

平成になると、消費者の健康、安全志向、本物志向等の高まりと共に、生産方法や使用する原材料に特色があり、またこれらの特別な生産方法等を強調して表示する食品がでてきた。例えば、有機農産物や地鶏などがそれにあたるが、

資料3 昭和45年改正の内容

- ①法律の題名を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に改め、法律の目的に、消費者保護の強化という新たな観点から品質表示の適正化の措置を加えたことを明確にするため、「農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の選択に資する」旨を加えたこと。
- ②この法律の対象として、輸入品も含めたこと。
- ③将来の品質についての基準に加えて、品質に関する表示についての基準も規格の内容としたこと。
- ④従来の認定工場制を法律上位置付け、格付機関が農林大臣の承認を受けて、格付業務の一部等を製造業者に委ねることができることとし、この製造業者が一定の技術的水準に合致しており、農林大臣の承認を受けた時は、格付前にJASマークを附すことができること。（承認・認定工場制度）
- ⑤政令で定める農林物資については、品質に関する一定の表示を義務付けること。（品質表示基準制度）
- ⑥消費者等の申出に基づき、農林大臣に格付業務の改善命令等の措置を義務付ける制度を新設したこと。

（出所）食品規格表示研究会編集『前掲書』p12。

それらは店頭にならべられても外観からは判別できない。生産方法に特色があり、こだわった生産過程を踏んだ食品に対して、供給者側は工夫をこらした様々な表示を行なったが、それらの努力が正当に評価されず、消費者側もどれだけの信頼をおいていいのかがわからないという問題が生じていた。

そんな折、平成4年6月の「新しい食料・農業・農村政策の方向」(新政策)の中に、「国民に対する正確で分かりやすい食品情報の提供を充実するため、有機農産物などの名称・表示の適正化や、品質表示を義務付ける対象食品の範囲の拡大、さらには食品情報提供体制の整備・充実を図る。」と、具体的に有機農産物等の表示適正化が消費者政策の展開方向として示された。

有機農産物等の表示ガイドラインとして有名な「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」(平成4年10月制定、5年4月施行)

は、新政策の方向に沿って、青果物等特別表示検討委員会の検討を基にでてきたものである。

このガイドラインは、表示に様々なものが見られた有機農産物等について、内容・表示の統一的基準を示したもので、「有機農産物」「無農薬栽培農産物」「減農薬栽培農産物」等のそれぞれについて、初めて統一的な定義、表示の方法等が明らかにされた。ただ、このガイドラインは、表示の混乱に対し緊急的に対応しようということであり中立的機関が認証するというシステムもとておらず、ガイドラインであるため罰則規定もなかった。

だが、ガイドラインの評価は、その中味に対してこれまで有機農業に携わってきた団体から多くの不満が表明された。まず第一に、有機農産物以外の種類が多すぎるということ。第二に減農薬栽培の根拠があいまいなことである。5割削減とあるが、何の5割かは慣行的に使用さ

資料4 有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドラインの概要

1 適用の範囲

生鮮の野菜・果物、米麦を除く穀類、豆類、茶等であって、一般店頭で不特定多数の消費者に対し販売されるものに適用される。

2 定義

(1) 有機農産物

原則として化学合成農薬、化学肥料及び化学合成土壌改良資材を使わないで、3年以上経過し、堆肥等による土づくりを行なったほ場において収穫された農産物をいう。

(2) 転換期間中有機農産物

有機農産物の定義と同じ栽培方法で、6ヵ月以上3年未満のほ場において収穫された農産物をいう。

(3) 無農薬栽培（又は無化学肥料栽培）農産物

当作期においてのみ農薬又は化学肥料を使用しない栽培方法により収穫された農産物をいう。

(4) 減農薬栽培（又は減化学肥料栽培）農産物

化学合成農薬又は化学肥料の使用を、同じ地域の同じ時期に慣行的に使用される回数又は量の5割以下に減らして収穫された農産物をいう。

3 表示の方法

有機農産物等と他の農産物と区別するため、①有機農産物等の名称、②ガイドラインに準拠している旨、③栽培責任者の住所、氏名、連絡先等を一括して表示するよう義務づけている。

(出所) 食品規格表示研究会編集『前掲書』p18。

れるものの5割であり、慣行的とは何かということになると、これが基準といえるかということになる。また、表示行政が有機農業の振興策抜きに行なわれていることに、根本的な不満の原因がある。

かくして、平成5年3月に「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出され、6月11日成立、7月21日施行の運びとなる。この結果、特別な生産方法に着目した新たなJAS規格（特定JAS規格）が導入され、品質表示基準も拡充された。有機農産物等の表示において、不十分ながら特定JAS規格という形での表示認証が開始されることになった。

④平成11年の改正～有機認証と原産地表示～

有機認証については、資料5でみるように、生産者、消費者、各団体からの要望もあり、80年代後半から論議は始まっていた。とはいってものの有機認証という微妙で繊細な問題であり、かつ一旦システム化すれば変更するのが難しいため、国の制度化は先送りされていた。欧米の有機認証基準との照らし合わせと整合化も必要なため、時期的な問題も重要であった。今回の改正が可能となったのは、国内的ニーズとしての消費者の要望と生産者の要望、特に消費者からの要望が強かったことはいうまでもないが、新農業基本法の制定（注2）、コーデックス委員会の国際基準の設定等、国内での法整備並びに国際化との調和等の必要があり、時期的な条件が整ったことが大きい要因である。しかし、そのために国際基準との整合性（注3）をもつ規制色の強い内容となった。

また、この時期にできたことが、規制緩和の推進（注4）、民間活力の導入等、日本国内の財政構造改革の波に大きな影響を受け、登録認

定機関に民間活力を多いに利用しようという内容となった。

今回のJAS法改正の柱は、有機食品の検査・認証制度の創設と生鮮品の原産地表示（注5）の二つであるが、ここでは主に前者について述べたい。資料6で、有機認証に関わる点での改正JAS法の内容を要約してみた。

③ 改正JAS法（平成11年）の問題点と今後の展望

改正JAS法の問題点として、いくつかの文献からその主張で首肯せざるをえない点も多々ある（注6）。総合的有機農業推進策なき表示の先走り、認証コストの負担の在り方、第三者認証の強制とその信頼性等々である。

有機認証をめぐる論議での最大の問題点は、有機農業の市民権をめぐる、あるいは有機農産物の扱いをめぐる意見の段階差をいかに扱うかである。言い方を変えれば、有機農業推進者と一般消費者との意識の大きな隔たり、認識の格差をいかに平均化し、統一した制度を制定できるかにある。有機農産物を一つの目標すべき農産物と特定し、有機農業こそ本来のあるべき農業であるとする意見から、有機農産物は単に付加価値の高い特別な農産物であるという意見まで様々でその段階差は大きい。今回のようにJAS法改正という形で、国際基準との整合性という外圧もあり、とりあえず消費者に対して表示の統一化を果たそうという目的であれば、長年有機農業に携わってきた有機農業推進者たちにとって満足のできる内容とはならない。

とはいって、現下の問題に対して公共的立場から問題解決を迫られる行政という国の立場では、有機表示の適正化を解決することが最優先の課題となる。現在のわが国の有機農業における国

資料5 JAS法改正の背景

年月日	事項と動き
87年5月	<業界・団体等からの要望> 東京都内の消費者団体「遺伝毒性を考える会」が公取委に対し、表示の在り方に関して要望書を提出した。
88年9月	公取委から実態調査に基づき、景品表示法に抵触するおそれありとして、百貨店協会やチェーンストア協会等流通協会4団体に対して有機表示の氾濫を自粛するようにという要望が提出される。
87年4月 88年6月	<国会内での有機農業論議が活発化> 自民党有機農業研究議員連盟の結成 社会党有機農業研究会の結成
91年4月 92年10月	<農水省のガイドライン策定の動き> 「有機農産物等特別表示検討委員会」の設置 「有機農産物等にかかる青果物等特別表示ガイドライン」(米麦を除く)を制定、(93年4月)同上施行
96年12月	<ガイドライン改定の動き> ガイドライン第1次改正(減農薬、減化学肥料、無農薬、無化学肥料の4区分を有機農産物の範疇に含めず、新たな特別栽培農産物という区分を設けて、概念上区別した)。
97年6月	食管法廃止に伴い、コメの有機表示が店頭に氾濫、専門家会議を設置し、コメの有機表示について検討を加える。
97年12月	ガイドライン第2次改正(米麦を含めて農産物の有機表示をガイドラインにより表示)
97年7月 98年11月 99年3月 99年7月 00年6月 01年4月	<JAS法改正の動き> 「有機食品の検査・認証制度検討委員会」の設置 「有機食品の検査・認証制度の導入について」という報告書の公表 JAS法改正案が国会に上程される 改正JAS法公布 改正JAS法施行 有機JASマークは登録認定機関によって有機と認定されたものだけに限定。

(出所) 保田茂・小川華奈「有機食品の標示とJAS法改正」『農業と経済』99年第65巻、11号から抜粋し、著者が作成。

民の中への量的・質的浸透度、また国民の環境意識の醸成度から見れば、表示認証という問題に対しての今回の国の対応は、改正JAS法という形での対応が限界だったともいえる。

ただ、JAS法改正による有機認証の制度転換の詳細をみると、わが国における有機農業の発展状況、有機認証の長年の論議から判断すれば、抜本的・統一的でありすぎ、かつ性急である点が感じられる。まず、これまでの有機農業は基本的には産消提携の形態で行なわれてきた。有機表示認証をグローバルスタンダードで統一化することは、東京等の生産と消費の離れた大消費地と鹿児島等の両者の接近した地域の差を設けないことであり、不特定多数の第三者

認証を全ての地域に援用することにはかならない。国の基準なので地域的差は設けられない、あとは自治体等にまかせるというのであれば、自治体等の独自認証に何らかの支援をすべきことも考えなくてはならないのではないか。

また、民間活力を導入するということは市場経済の場面では重要なことかもしれないが、やはりこれも性急すぎている面がある。これについて2点の問題が残っている。一つは、有機認証というのは環境問題と公共的側面をもつてゐるため、民括導入を中心と考えていいのかという不安が残る。民間機関の専門的知識、あるいは制度を生かしながらも、何らかの公的支援が必要ではないのか。二点目は、よく主張される

資料6 平成11年『改正JAS法』の内容（有機農産物の内容に限る）

1 有機食品の検査・認証制度の創設

有機食品（有機農産物、有機農産物加工食品）については、その生産又は製造の方法について検査認証を受けたもののみに、「有機」の表示を付して、一般消費者向けに流通する仕組を整備する。＊有機畜産物ならびに有機水産物についてはもう少し時間をかけて検討。

2 JAS規格の制定・改正・廃止に当って

5年毎に既存の規格を見直すことを法制化し、不要となった規格の廃止等を積極的に進めるとともに、規格制定等の際に国際規格を考慮することとする。

3 事業者自身による格付の仕組みの導入

生産・製造工程、検査等の品質管理体制等の状況から見て、製品の品質の安定性及び規格への適合性が確保されると認められる製造業者等が、登録格付機関による格付を受けずに自ら格付を行い、JASマークを表示する仕組を導入する。この場合、事業者は登録認定機関による認定を受けねばならないが、登録認定機関は申請を受けると、農林物資の種類毎に定められた認定基準に従って認定を行う。公益法人に限らず、民間会社等についても登録格付機関等（登録認定機関）に参入できるものとし、格付等について広く民間活力を活用するための条件を整備する。外国法人の参入も可能である。

4 生産等の基準の基本的方向

規格は、コードックス国際基準に準拠している。有機農産物については、化学合成された肥料および農薬等を使用しない栽培法を基本とする。有機加工食品については、有機原材料を95%以上使用するという基準。

5 認定輸入業者制度

指定農林物資を輸入する場合、外国においても日本と同等な認証制度がすでに実施され、名称表示の適正化が図られている場合、登録認定機関等の認定を受けていれば、特定JASマークを貼付できる。

6 有機食品に関する監視体制

有機表示の監視は、農水省農林水産消費技術センターが中心となり、有機食品の市販品調査、登録認定機関の認定業務の調査等で行なう。有機JASマークがないのに有機表示をするといった不適正発見の場合は指導し、改善命令に従わない場合は50万円以下の罰金、無断で有機JASマークをつけた場合は100万円以下の罰金になる。

7 その他

認証料やそれに伴う事務経費などの負担は、生産工程管理者たる農家に強いられる。

（出所）農林水産省食品流通局品質課監修『改正JAS法 平成11年』国政情報センターより、著者が加工。

小規模農家等の環境保全型農業への取り組みを妨げないかという不安である。農産物生産者、提供者には、とりわけ規模の格差を考慮しなければならない。このたびの改正により認証に伴う検査料等のコストが原則的に生産者にかかるということになったが、これによって環境保全型農業の底辺からの推進が妨げられる懸念は十分ある。これについても、行政側の何らかの対応が必要ではないか。

消費者にとって、この度の改正によって適正な有機表示という問題は解消される。ただ、表示認証にある種の信用ができれば消費者の利益になるというものではない。環境保全型農業が推進していくという中で、有機認証の問題は

位置付けられるものであって、表示の信頼が第一義的な問題ではないはずだ。それと共に、こうした情報があまりにも消費者に流れていなく、情報提供のあり方も問題視されなければならないようと思える。

（注2）新農基法の制定に伴い、卸売市場法の改正、JAS法改正、農業環境三法の制定等が相次いでそ上に上った。

（注3）対外的必要性としての国際化の進展は、WTO下で「貿易の技術的障壁に関する協定（TBT協定）」が発効されたため、国際的に調和のとれた表示・規格制度の整備が必要になってきたことを意味している。

（注4）規制緩和とは、この場合、平成10年3

月に閣議決定された「規制緩和3ヵ年計画」により「自己責任原則と市場原理にたつ自由で公正な経済社会」の追求と事前規制型の行政から事後チェック型の行政に転換したことを意味している。

(注5) 生鮮野菜の輸入急増を背景に、品質表示基準制度の中に原産地表示義務制度が1996年に定められ、ブロッコリー、サトイモ、ニンニク、根ショウガ、シイタケの5品目から始まり、98年にゴボウ、アスパラガス、サヤエンドウ、タマネギの4品目が加わり、今回の改正で全ての生鮮品が対象になり、品名と産地(国)名を記すことになった。

(注6) これに関する見解として、久保田裕子「JAS法改正の論点と今後の課題」『農業と経済』99年第65巻、11号を参照。

3 有機認証の変容に伴う自治体制度の変遷

(1) 都道府県独自の有機・特栽認証制度の変遷

有機農産物等の認証・表示に関しては、88年6月の岡山県(注)を皮切りに自治体独自の制

度を設定する動きが拡大してきた。本章では、各地の独自の認証表示制度が改正JAS法による有機認証で、いかなる変容を示そうとしているかを説明しようとしたものである。

周知のように、自治体だけでなく、古くから有機農業に取り組んできた民間の生産者グループによる認証制度もあり、生協等の消費者側からの表示認証制度、あるいは流通業者側からシステム化を図っているところもある。また、自治体独自の認証制度ではないが、JAとの密接な支援体制のもと、独自基準に基づく認証制度を取り入れている地域もある。ここでは、あえて自治体独自の認証制度をとりあげ、自治体認証の現状を分析したものである。

資料7から、現時点で県レベル独自の認証制度を有しているのは、19ヵ所、13年度の予定を含めると25ヵ所になる。平成7年度までは、東京を除けば全て西日本で西日本を中心に自治体の独自認証制度は展開されていた。市町村での独自の認証制度もそのほとんどが西日本地方であった。

しかし、オーガニックブームといわれた平成

資料7 有機農産物・特別栽培農産物等の独自の認証基準と制度をもつ都道府県一覧

都道府県名	認証制度名	認証制度・認証基準の特徴等
北海道	北海道クリーン農業推進協議会による表示制度	H11年度から開始している。
青森	青森県有機農産物等表示認証制度(H11年4月～)を名称変更し、青森県特別栽培農産物認証制度(H12年12月～)に。	出先機関は21。肥料と農薬をセットにし、認証区分は4種類に(無農薬無化学肥料、無農薬減化学肥料、減農薬無化学肥料、減農薬減化学肥料)まとめる。
岩手	岩手県有機農産物等認証制度(H11～)	今年3月末日をもって、有機農産物をはずす。
宮城	宮城県有機農産物等表示認証制度(H11～)を名称変更し、みやぎの環境にやさしい農産物認証制度(H12～)に。	従来の特別栽培農産物に対して行っており、認証区分は、青森と同じ4種類に。
秋田	秋田県特別栽培農産物認証制度(H12～)	対象農産物は、米、大豆、りんごと30種類の野菜。認証区分は、青森や宮城の4種類に、4種類(無農薬栽培、減農薬栽培、無化学肥料、減化学肥料栽培)を加えた8種類。

有機農産物への消費者意識（その2）

山形	「山形県有機栽培米及び特別栽培米認証審査会」による認証制度を開始（H11年～）（財）山形県農業技術協会有機農産物等認証審査会による認証制度（H12～）	12年度は（財）山形県農業技術協会による表示ガイドラインに沿った認証制度であった。13年度は農業技術協会は解散し、農業技術振興機構を発足させ、特別栽培農産物と有機農産物の2通りにおいて認証する予定。農業振興機構は登録認定機関の申請を行っている。
福島	（仮称）福島県特別栽培農産物等認定制度（H13年度中）を予定。	認証区分は農水省のガイドラインの特別栽培農産物に準拠した6種類を予定。
茨城	特別栽培農産物の認証制度（H13年度に予定）	農水省のガイドラインの特別栽培農産物に準拠する形で検討中。
栃木	とちぎの特別栽培農産物認証・表示制度（H12年3月～）	対象農産物は、11作物16作型。認証区分は、4種類に。
群馬	特別栽培農産物の認証制度（H13予定）	農水省のガイドラインの特別栽培農産物に準拠する形で検討中。
埼玉	埼玉県有機農産物・特別栽培農産物認証制度（H10～）から、埼玉県特別栽培農産物認証制度へ	有機農産物は制度からはずれる。
東京	東京都有機農産物等認証制度（H7～）	平成9年から「流通協定」による流通促進事業開始。
新潟	新潟県有機農産物等認証制度（H11～）を名称変更し、新潟県特別栽培農産物認証制度（H13年1月～）に。	制度変更後の認証区分は、慣行栽培の5割以下に削減した減農薬減化学肥料栽培農産物の1種類だけ。
石川	石川県有機農産物認証事業（H10～13年3月）廃止。登録認証機関（予定）に。	石川県有機農産物認証事業は、有機農産物、転換期間中有機農産物の認証を行っていたが、H13年度をもって廃止。石川県自身が登録認証機関に申請中。
長野	長野県環境にやさしい農産物表示認証制度（H10～）	環境にやさしい農産物とは、農薬と化学肥料を3割以上削減した農産物をいう。
岐阜	ぎふクリーン農業表示制度（H7～）登録認定機関（H12年12月～）に。	平成12年12月、岐阜県自身が全国自治体初の登録認定機関に。
三重	みえの地産地認証事業（H13～）	地産地消ネットワークみえ（持続的農業促進法に基づく認定農業者制度）
滋賀	（仮称）「環境こだわり農産物」認証制度（H13年度～）	この制度はユニークで化学合成農薬や化学肥料の5割以下削減と排水等による琵琶湖周辺地域への環境負荷まで考慮したもの。
兵庫	兵庫県有機農産物認証制度（H5～H13年3月末まで）。今月をもって廃止。「ひょうご安心ブランド農産物」（H13～）	前制度は廃止し、新たに「ひょうご安心ブランド農産物」へ。その要件は3割以下や5割以下の規定をもった削減ではなく、ゆるやかなもので環境運動を啓発するような内容のもの。
和歌山	和歌山県特別栽培農産物認証制度（H13からを予定）	平成13年度中に発足予定。
島根	島根県エコロジー農産物推奨制度（H12年4月～）	「持続農業法」に基づき、認定される制度で、税制上の優遇措置が与えられる。
岡山	岡山県有機無農薬農産物認証要領（H1～）	全国に先駆けて県独自の認証制度を発足した。
香川	香川県有機農産物等表示認証制度（H5年1月～）	改正JAS法下で、名称変更の予定あり。
高知	高知県農産物等特別表示認証制度（H6～）	農産物等特別表示制度は、基本的には無農薬農産物を対象、認証種類は、有機農産物、8割減農産物、無農薬農産物の3種類。
熊本	熊本型有機農産物等生産基準（H2年8月～）	改正JAS法との棲み分けが可能な制度である。JAとの提携、有作君で有名なもの。

注) 農水省生産局農産振興課環境保全型農業対策室からの資料（平成13年1月10日時点）をもとに、作者が各自治体に問い合わせ、あるいは送付された資料をもとに作成したもので、責任は全て作者にある。

9年以降、認証制度を設定しているのは、東日本、北日本が中心となる。こうした動向については、資料 8 で示される。特に平成11年には東北4県で相次いで認証制度を発足させた。それらの制度は、13年度には JAS 法改正とともに有機農産物には国の網がかぶせられ、特別栽培農産物を対象としたものに変容をしている。西日本各地の自治体は、国が有機農産物等の表示認証にどのような対応・対策をとるかを様子見しながら、県レベルの対応を模索していたといえよう。

平成12年以降に設立された認証制度は、まさしく JAS 法改正の影響を受けているが、その傾向として三パターンがあげられるように思われる。第 1 には、JAS 法改正下で、特別栽培農

産物に対するケアを第一のねらいとした制度の発足である。第 2 には、岐阜県、石川県のように、県自身で登録認定機関になり、有機農産物の認証を行なおうとする場合である。第 3 に、近畿地方に特徴的であるが、認証・表示もするがそれを最大の目的とせず、より広く環境問題、環境保全型農業の推進事業の一環として位置付け、地域性・独自性を付加しようとする場合である。

第 1 と第 2 は、農産物の表示・認証の行政主導型パターンとでもいえるもので、第 2 はその究極的な場合である。東北、北陸、北関東地方で行政主導型による特別栽培農産物の認証を行なおうとする傾向が強いことが伺える。第 2 となつた県は、自らが推奨してきた環境保全型農

資料 8 認証制度発足の時期と地域別

平成 1	2	5	6	7	10	11	12	13 (予定)
					北海道 (11)			
					青森 (11)			
					岩手 (11) 秋田 (12)			
					宮城 (11)			
					山形 (11)		福島 (13)	
							茨城 (13)	
					埼玉 (10)		栃木 (12) 群馬 (13)	
					東京 (7)			
						新潟 (11)		
						石川 (10)		
					岐阜 (7) 長野 (10)			
							三重 (13)	
							滋賀 (13)	
							和歌山 (13)	
							鳥根 (12)	
岡山 (1)								
	香川 (5)							
		高知 (6)						
熊本 (2)								

注 1) () 内は、平成年、縦軸は南北差の傾向を示す。

注 2)

業の究極の形が有機農業だとする理念を具体化した県である。近くに登録認定機関となる民間法人がなく、また検査員の旅費を含む手数料の負担が生産者に重くのしかかるのをできるだけ避けようとする際の行政側の対応でもある。ただ、国のJAS法改正による有機農産物の認証制度については、その趣旨に民間活力の導入があるため、行政機関自身が登録認定機関とはなりにくくなっている。第3のパターンは、新設されている制度にこの性格が強いため、今後とも増大することが予想される。有機農産物の認証には国の網がかぶせられ、残された特別栽培農産物の表示・認証の問題を検討する際、旧来の農水省のガイドラインの特別栽培農産物の概念にとらわれず、地域性・独自性を大胆に入れこんでいこうとする姿勢がみてとれる。滋賀県が琵琶湖をキーワードに「環境こだわり農産物」認証制度を検討しているのは好例である。ヒヤリングの結果、自治体の財政悪化、財政構造改革が叫ばれている中、農産物の表示・認証だけに人員と経費を割くのではなく、環境保全型農業の推進という課題に対して、様々なアイデアを試みようとしている自治体の苦労を感じられた。

(注7) 坂本定礼「岡山県における有機無農薬農産物の認証制度の実態と今後の方向」『農業と経済』99年第65巻、11号を参照。

(2) 市町村独自の有機・特栽認証制度の変遷

市町村独自の認証制度は、88年の宮崎県綾町の取り組み(注8)が有名であるが、その後、各地で制定の動きがあったが、現在の状況は資料9の通りである。途中で消滅したものもあり、調査できないものもあることを承知して頂きたい。市町村独自の認証制度は、札幌、神戸、北

九州の各政令指定都市から、人口1万に満たない町村まで、1道15県にまたがっている。前者の流通、消費者ニーズに重きを置く立場から、後者の生産車ニーズと町おこしに比重がある視点からと制度発足の動機は様々である。十分な検証はできていないが、こうした自治体の試みの全てが十分な成果をあげているとは言い難い。制度への参加農家の件数が伸び悩んでいるのが実情である。それは参加することによる農家のメリットが小さいことに由来する。都道府県レベルと比較すると、農水省のガイドラインに準拠していない制度が多い市町村の制度は、JAS法改正による影響は少なかった面もあるが、繁雑でかつコストのかかる農産物認証制度は、拡大しにくいようだ。消費者ニーズの高まりとそれによる価格面での有機転換へのメリットが一層求められている。

(注8) 向井好美「有機農産物の認証・表示制度を考える」『農業と経済』99年第65巻、11号を参照。

(3) 認定登録機関と自治体独自の有機・特栽認証制度

最後に、都道府県の表示・認証への対応に影響を与える登録認定機関の住所と活動領域を資料9として掲載する。本来は、認定登録機関の認証料、活動状況を詳細に述べなければならぬが、十分な資料がまにあわなかったため、割愛させていただく。

今回は、県レベルの自治体独自の表示・認証制度を中心に取り扱った。独自の表示・認証制度がないからといって、有機農業、環境保全型農業の推進に積極的ではないということにはならない。逆に、JA等との提携、支援で自治体独自の制度より充実した表示・認証制度を作り

資料9 市町村独自の有機農産物等の認証等制度一覧

地名	名称	制度の特徴等
北海道 (札幌市)	農業振興協議会による「さっぽろとれたてっこ」の表示	地産地消を目的として新鮮で信頼のある農産物を有機、減農薬とかの名称にあまりこだわらず生産し普及させていくこうとする取り組み。
岩手 (藤沢町) (大東町) (種市町)	藤沢町有機農産物等確認委員会	東京都との流通協定を締結した地域で、都のガイドラインに従い、認証基準、認証区分していたが、JAS法改正に伴い、都としても有機認証については別の登録認証機関の認証が必要になることから、流通協定のメリットが問題となっている。
	大東町有機農産物等基準検討委員会、大東町有機農産物等生産出荷確認委員会	
	種市町環境保全型農産物認証制度	
宮城 (丸森町)	丸森産農産物認証制度	平成11年4月から米を中心に、無農薬・無化学肥料栽培農産物、1/2減農薬・減化学肥料、1/4減農薬・減化学肥料の3種類で始めたが、JAS法改正で無農薬・無化学肥料の扱いを検討中で、13年からは野菜の認証にも積極的になってきている。
山形 (長井市)	長井市レインボープラン推進協議会における認証基準	レインボープラン（台所と農業をつなぐ長い計画）の一貫として、平成11年4月からスタート。Aランク（有機農産物）とBランク（減農薬・減化学肥料）の2種類が対象。詳細については、全国農業協同組合連合会編『環境保全型農業と自治体』家の光協会を参照。
新潟 (長岡市) (越路町) (白根町)	長岡市有機農産物等栽培認証事業	平成9年12月の改正で、米にも表示ガイドラインの適用がなされたこともあり、東京都と流通協定を締結し販路拡大を図っている。長岡市ではJAS法改正に伴い、有機農産物は対象からはずれ、特別栽培農産物の8種類に。越路町の詳細については、前掲書『環境保全型農業と自治体』を参照。
	越路町有機安全健康農産物生産振興要項、越路町有機農産物等栽培・生産確認要項	
	白根市特別栽培農産物要項要領	
福井 (池田町)	池田町（「有機・元気・正直農業」）	「池田町有機米生産研究会」、「101匠の会」の2生産者団体を中心に、無化学肥料・減農薬農産物の認証を行っている。町づくりの視点からの影響も強い。
長野 (臼田町)	臼田町有機農産物認証制度	平成11年7月臼田町有機農業研究協議会を通じて設立。横浜市に出先機関を有する。詳細については、前掲書『環境保全型農業と自治体』を参照。
兵庫 (神戸市)	神戸ブランド野菜育成推進事業	平成10年に、契約野菜へのよりよい対応を目的にたちあげられた。政令指定都市での取り組み方として格好の事例である。
和歌山 (那賀町)	那賀町特別栽培農産物認証制度（H13予定）	小松菜、ほうれんそう、たまねぎ、大根、スイートコーンの5品目を対象に、13年度から発足。
広島 (広島市) (大和町)	広島市（ひろしまそだち特産化事業）	平成6年から広島市域の地場産の認証としてひろしまそだち特産化事業はスタートし、10年に減農薬の基準を設定し、地場産と減農薬
	大和町有機農産物等特別表示認証制度	

有機農産物への消費者意識（その2）

		(5割カット)の2本柱として確立する。大和町では、平成12年4月から白竜湖特別農産物認証制度に名称変更(予定)し、無農薬・無化学肥料、減農薬・減化学肥料に加え、土づくりによる有機物に注目した「土づくり重点栽培農産物」の三種に区分する。
山 口 (平生町)	平生町特別栽培農産物ガイドライン	従来の有機農産物などのガイドラインを、平成12年12月に特別栽培農産物のガイドラインに移行させた。認証区分としては農薬と化学肥料の使用期間に重点を置いている。
徳 島 (美馬郡脇町)	美馬郡有機の里推進協議会による表示	美馬郡脇町を中心に郡域の農産物に対して認証要綱を作成し、平成11年2月から運用、実施主体は美馬郡有機の里推進協議会である。認証の種類はガイドラインに基づく6種類とし、緑色(有機農産物)、青色(転換期間中有機農産物)、黄色(特別栽培農産物)の色分けしている。13年度からJAS法改正に伴い修正の予定
福 岡 (北九州市)	北九州市有機農産物等認証事業	有機認証要綱の制定は、平成11年6月で、実施は市とJAとで構成される北九州市農業振興協会が行っている。表示呼称はガイドラインに基づく6段階で行っていたが、13年4月から当面の間「特別栽培農産物」で取り組むこととしている。
長 崎 (西海町)	西海町(環境保全型農業憲章、近年に環境保全型農産物認証制度を発足予定)	環境保全型農業憲章を平成11年に策定し、13年度から認証制度を発足の予定。野菜、みかんを中心には、減農薬と減化学肥料の2種類で行う予定。
熊 本 (鹿本町) (清和町)	鹿本町(自然にやさしい農産物認証制度) 清和村有機農業振興に関する条例	鹿本町では、自然農業協議会(平成11年12月発足)を中心に、平成12年頃から3割農薬削減まで認証している。清和村では、平成9年の条例成立、10年3月30日付で施行、13年3月条例改正で、有機栽培農産物は除外し、無農薬栽培農産物(3年間化学合成農薬は使用しない)と特別栽培農産物(通常の2分の1以下)の独自の基準を設けた。
宮 崎 (綾町)	綾町自然生態系農業における生産管理検査基準・農地検査基準・管理用資材の使用基準	有機農産物認証制度の全国初のモデル事例。1995年度に第1回環境保全型農業推進コンクール大賞受賞。詳細については、前掲書『環境保全型農業と自治体』の第1章「手づくりの里」町ぐるみの有機農業運動を参照。

注) 農水省生産局農産振興課環境保全型農業対策室からの資料(平成13年1月10日時点)をもとに、作者が各自治体に問い合わせ、あるいは送付された資料をもとに作成したもので、責任は全て作者にある。

上げている自治体もある。合わせて、民間法人、NPO法人の充実により、表示・認証を民活導入により対応し、表示・認証以外の面でも充実した環境保全型農業の推進を図っている自治体

も多いことも付記しておく。

4 小括と今後の課題

このように、今回のJAS法改正に伴う有機

資料10 農水大臣が許可した登録認定機関

登録機関名	登録時期	住所
アイシーエス日本(株)	平成12年8月11日	神奈川県横浜市
海外貨物検査(株) (OMIC)	平成12年8月11日	東京都千代田区日本橋兜町
(財)自然農法国際研究開発センター	平成12年8月11日	静岡県熱海市
(社)全国農業会	平成12年8月11日	三重県名賀郡青山町
日本オーガニックアンドナチュラルフーズ協会 (NPO 法人) (JONA)	平成12年8月11日	東京都中央区京橋
日本有機農業生産団体中央会 (NPO 法人)	平成12年8月11日	東京都千代田区外神田
アファス認証センター(株)	平成12年9月4日	東京都千代田区銀座
愛媛県有機農業研究会 (NPO 法人) *	平成12年9月4日	愛媛県今治市
日本オーガニック農産物協会 (NPO 法人)	平成12年9月4日	東京都千代田区神田司町
キュー・エー・アイ・ジャパン(有)	平成12年10月4日	神奈川県川崎市高津区
(財)日本穀物検定協会	平成12年10月4日	東京都中央区日本橋
兵庫県有機農業研究会 (NPO 法人) *	平成12年10月4日	兵庫県神戸市灘区
北海道有機認証協会 (NPO 法人) (ACOH) *	平成12年10月4日	北海道旭川市
民間稻作研究所 (NPO 法人)	平成12年10月4日	栃木県河内郡三川町
有機農業認証協会 (NPO 法人)	平成12年10月4日	大阪府吹田市
和歌山有機認証協会 (NPO 法人) (WOCA)	平成12年10月4日	和歌山県和歌山市
エイサック (NPO 法人)	平成12年11月20日	岩手県盛岡市
エムオーエイ自然農法文化事業団 (NPO 法人)	平成12年11月20日	静岡県熱海市田原本町
オーガニック認証協会 (NPO 法人)	平成12年11月20日	熊本県熊本市
鹿児島県有機農業協会 (NPO 法人) *	平成12年11月20日	鹿児島県鹿児島市
八ヶ岳有機農業者協会 (NPO 法人) *	平成12年11月20日	山梨県北巨摩郡小淵沢町
有機農業推進協会 (NPO 法人) *	平成12年11月20日	神奈川県平塚市
赤とんぼ (NPO 法人) *	平成12年12月8日	新潟県新発田市
岐阜県 *	平成12年12月8日	岐阜県岐阜市
東洋ビーネット(株)	平成12年12月8日	東京都中央区京橋
(株)日生食品総合研究所 *	平成12年12月8日	香川県高松市
(有)オーシーアイーエージャパン	平成13年1月24日	東京都千代田区神田
熊本県有機農業研究会 (NPO 法人) *	平成13年1月24日	熊本県熊本市
(社)長崎県食品衛生協会 *	平成13年1月24日	長崎県西彼杵郡長与町
(財)日本油脂検査協会	平成13年1月24日	東京都中野区本町
(財)北農会 *	平成13年1月24日	北海道札幌市中央区

(注) <http://www.jasnet.or.jp/news/yuukininntei> より加工したもの。

活動地域については、国内に絞れば、*がついていない機関は、基本的に国内全域であり、*については以下のような地域限定がついている。

* 1 = 四国全域、* 2 = 北陸、中部、近畿、四国の2府16県、* 3 = 北海道、山形および首都圏全域、* 4 = 鹿児島県を中心とした九州全域、* 5 = 山梨県、長野県、* 6 = 東北、関東、中部の1都19県、* 7 = 新潟を中心とした北陸及び東北6県、* 8 = 岐阜県、* 9 = 中国、四国の10県、* 10 = 熊本を中心とした九州7県、* 11 = 長崎県、* 12 = 北海道

(注) <http://www.jasnet.or.jp/news/yuukininntei> より加工したもの。

認証の変化は、以下のようにまとめられる。われわれが従来考えていたガイドラインでの有機農産物、特別栽培農産物のうち、有機農産物の方はグローバルスタンダードという外圧、規制緩和の名のもとに、国際基準に合わせた国の基準、制度をつくり、実際の運営を民間機関（登録認定機関）に任せた。特別栽培農産物に関しては、国の権限をはなれ自治体等の他の機関に認証等の運営をまかせた。それによって、認証のやり方等も自治体等の裁量にまかされるわけで、地方分権的な発想を組み入れることで表示問題の対応を図ったことがみてとれる。今、農水省で特別栽培農産物の扱いについて議論がなされ検討中であるが、有機農産物のように国が大きな関与を行うとは考えにくい。多くの自治体は、行政という機関で有機農業のみを推進していくことについて二の足を踏んでいたが、

環境保全型農業というもっと広い形での環境にやさしい農業の推進に対しては積極的である。JAS法改正に伴う有機認証の変化は、自治体に新しい独自の地域性豊かな環境保全型農業の在り方を模索する気運をもたらしたということは評価できる。

ただ、環境保全型農業の具体的推進に寄与できるかということになると、問題は別である。今までとは異なる今回の厳しい有機認証により、有機農業を志す農家の実務的労力、経済的負担は明らかに増大している。有機農産物への消費者の意識は、一般農産物との価格差という点ではせめて2割高までという厳しい現実にある。有機農産物を、一つのある特定の農産物、食品と考えるのか、環境運動、環境教育の重要な柱として位置づけるのか、今重大な岐路に立たされている。